

始めましょう 正しい瞳ケア

10月10日は目の愛護デー

目が疲れる、目がかすむ、ものがよく見えない、目が充血する、視野の一部が見えない、目の中に虫のようなものが見える等の症状はありませんか？

目の病気も早期発見、早期治療が重要です。

「目の愛護デー」を機会に目の大切さについて考えてみませんか？

また、視覚障害に悩む人が角膜移植を受けて視力が回復できるように「愛と健康の贈りもの」として死後の献眼登録をお願いします。

献眼登録についてのお問い合わせは

☎(073)424-7130

(財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会まで

いのちへの 優しさと思いやり

10月は臓器移植普及推進月間

臓器移植は、あなたの優しさとおもいやりによる臓器の提供があってこそ、成り立つものです。

あなたの意志で助かるいのちがあります。意思表示カード・シールにご自身の意思を表示して携帯することをお願いします。

意思表示カード・シールは、役場保健福祉課、中津支所、美山支所に備えています。

詳しくは、

☎(073)441-2643

県庁健康対策課まで

農業へのチャレンジャー

来たれ和農大へ!!

和歌山県農業大学校は次代の農業・農村の後継者育成を目的に設立された学校で、平成18年4月より学校教育法にもとづく県立専修学校と生まれ変わりました。農林水産省と文部科学省の両制度を取り入れ、4年生大学への編入が可能となりました。また、卒業生は「専門士」の称号が与えられます。



募集人員：40名

受験資格：概ね30歳以下

高等学校を卒業した者、または平成19年3月卒業見込みの者

教科充実

- ①農業に関する基礎的な知識や生産・経営等の技術について実践学習
- ②果樹、野菜、花きの専門コース別講義と実践学習
- ③県内トップレベルの農家への留学、試験場、農業振興課、北海道等先進地の研修
- ④海外留学研修

各種資格取得

- ⑤園芸技術員・大型特殊自動車・フォークリフト・危険物取扱者・ボイラー技士等多くの資格、免許を取る機会があります。

キャンパスライフ

- ⑥寮生活やクラブ活動による仲間づくりと東海近畿地区スポーツ大会、全国農大生交換大会、冬山登山等の実施

項目	推薦入学	一般入学(一次募集)	一般入学(二次募集)
願書受付期間	平成18年11月8日 ～ 11月22日必着	平成18年12月15日 ～ 12月26日必着	平成19年2月23日 ～ 3月6日必着
試験日	平成18年12月1日	平成19年1月11日	平成19年3月15日

(注) 二次募集は、一次募集により定員を満たした場合は実施しません。

学生募集についてのお問い合わせは、県庁新ふるさと推進課、各振興局産業振興部農業振興課、農業大学校総務学生課へお願いします。

専修学校 **和歌山県農業大学校**

住所 伊都郡かつらぎ町中飯降422

☎0736-22-2203 FAX:0736-22-7402

きのくに木造住宅耐震化促進事業

木造住宅耐震診断士を派遣します **無料**



日高川町では近く予想される東南海・南海地震からひとりでも多くの町民の命を守るため、和歌山県の補助金を活用して木造住宅の耐震化を促進しています。

耐震診断対象

次に掲げる物件の全てに該当する住宅

- ①日高川町内に存する民間のもの
- ②昭和56年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅
- ③構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの
 - ア 枠組み壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）旧第38条の規定に基づく認定工法
- ④地上階数が2以下でかつ延べ面積が200㎡以下のもの

耐震診断事業のお申し込みについて

左記の耐震診断対象の住宅をお持ちの方はどなたでも申し込みますので、専用申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出下さい。

お申し込み期間

平成18年11月30日迄

お申し込み・お問い合わせ

本 庁 総 務 課 ☎22-1700
 中津支所 地域行政課 ☎54-0323
 美山支所 地域行政課 ☎56-0321



調停相談会開催の おしらせ

**無 料
秘密厳守**

金銭の貸借、売買代金、近隣関係、土地建物、交通事故の損害、夫婦・親子関係、相続などに関するトラブルを話し合いで適切に解決するための制度として調停手続きがあります。

この度、調停手続の概要や申立ての方法について、調停委員による調停相談会を下記のとおり行うことになりましたので、遠慮なくお越し下さい。

詳しくは和歌山地方・家庭裁判所御坊支部、御坊簡易裁判所（☎22-0006）までお問い合わせ下さい。

記

日 時 平成18年10月25日（水）
 午前9時～午後4時
 場 所 御坊市民文化会館（御坊市蘭258）

お詫言と訂正

9月号P4、初湯川地区の1行目に誤りがありましたので、お詫びして訂正致します。

誤⇒滝頭、愛口、平、笠松、初湯川、猪谷の6地区

正⇒愛口、平、笠松、初湯川、猪谷の5地区

大切な人たちへの 愛と感謝の贈りもの **それが遺言**

遺言や契約書など重要な書類は公正証書で作しましょう。

- ◆公正証書は、公務員である公証人が作った公文書ですから、後に争いが起きたときには強力な証拠になります。
- ◆遺言書を公正証書で作っておけば、家庭裁判所の検認を受ける必要はなく、遺言書の内容を実現するために遺言執行者を指定しておきますと、相続人全員の承諾なしに相続手続きができます。（亡くなられた方の預貯金を遺言執行者のみの印で引き出せます。）
- ◆貸したお金の返済契約や未払代金、土地建物の賃貸料等の支払契約、離婚に伴う養育費等の支払契約について「契約を履行しなかったときには直ちに強制執行に服する」という条文を付けて公正証書を作っておけば、約束を破って支払をしなかった場合、その公正証書によって相手の財産を差し押さえるなどの強制執行によって支払を受けることができます。
- ◆公正証書の原本は公証役場の書庫で厳重に保管されますから、証書を変造されたり、破り捨てられたり、紛失する心配はありません。また、証書の内容が他人にもれたりすることはなく、秘密は確実に守られます。

遺言や契約についての相談及びこれらに関連する法律相談は無料ですからお気軽にご相談下さい。

御坊公証役場

御坊市湯川町小松原549-1（アスリービル1階）

☎/FAX 22-7320